

施設の管理運営に関する共通仕様書

1 目的

本書は、「公園・児童遊園等及び体育館・運動広場等指定管理者募集要項」を補完するものであり、指定管理者が岸和田市中央公園（以下「中央公園」という。）、都市公園・児童遊園等（以下「公園」という。）及び岸和田市総合体育館（以下「総合体育館」という。）、岸和田市立市民体育館（以下「市民体育館」という。）並びに岸和田市立運動広場等（以下「運動広場等」という。）を一体的かつ効果的・効率的に管理運営業務を行うに当たり、市又は岸和田市教育委員会（以下「市側」という。）が指定管理者に要求する管理運営の業務内容及び基準等を示すものである。

2 管理運営の基本方針

(1) 総合体育館の拠点機能

総合体育館は、本市のスポーツ施策を展開する拠点施設として、全てのスポーツ施設を一元管理するとともに、スポーツ情報の発信などを積極的に行うものとする。

(2) 市民満足度の向上

利用者や広く市民を対象としたアンケートを行うなど、利用者の意見や要望を反映させ、市民満足度の向上をさせるものとする。

(3) 経費の節減

効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の節減に努めるものとする。

(4) 協働

地域に密着した施設として、地域住民やNPO法人岸和田市体育協会、岸和田市スポーツ少年団本部、岸和田市スポーツ推進委員協議会、岸和田市スポーツリーダークラブ及び総合型地域スポーツクラブ等（以下「スポーツ団体」という。）と、指定管理者は連携、協力するものとする。

3 管理運営の体制

(1) 責任者

施設の管理運営に係る業務の適切な遂行及び総合的な把握及び調整を行うため、次の職員を配置しなければならない。

- ① 総括責任者（全ての施設を総括する責任者を1名以上配置すること。）
- ② 副責任者（中央公園及び公園（以下「公園施設」という。）、総合体育館及び市民体育館（以下「体育館」という。）を担当する副責任者を1名以上配置すること。）
- ③ 現場責任者（公園施設、体育館（以下「当該施設」という。）を担当する現場責任者を1名以上配置すること。ただし、これらの現場責任者は前記②の施設の副責任者を兼ねることができる。）

(2) 職員

① 施設管理担当職員

施設を適切かつ安全に管理運営するため、施設管理運営職員を前記（1）の責任者を含めて資料3「人員配置及び人件費積算基準」のとおり配置することを原則とするが、施設の管理運営が適切に遂行されればこの限りではない。

② 受付職員等

利用受付及び利用方法の指導等の業務を適切に遂行するために必要な職員数を確保しなければならない。

なお、施設管理運営職員と受付職員等は、それぞれの職務に支障のない範囲内でこれを兼ねるこ

とができる。

③ その他

(3) 職員の研修

職員の資質の向上を図るため、研修を実施するとともに、施設の管理運営に必要な知識と技術の習得に努めるものとする。

4 業務の基本方針

指定管理者は、当該施設の施設等を利用し、業務の基準とする基本計画に基づき業務を実施するものとする。

(1) 業務の基準とする基本計画

◇ みどりの基本計画

平成 29 年度 3 月に策定した「岸和田市みどりの基本計画」の基本方針に基づき、下記の施策の方向性に沿って管理運営を行い利用促進に努めていただきます。

* 「岸和田市みどりの基本計画」を参照してください。

ア みどりの保全

拠点となるみどりを守ってください。

イ みどりの創出

身近なところでみどりをつくってください。

ウ みどりのつながり

みどりをネットワーク化し、生態系をつなげてください。

エ みどりの育成と活用

みどりを育て、たのしみつつ街の魅力を高める仕組みをつくってください。

オ みどりの担い手づくり

ア～エを共通に支えてください。

* 下記事項については、特に留意されたい。

- ・ 市民ニーズの多様化に対応すること（施策 2.1.2）
- ・ 健康的なライフスタイルに寄与すること（施策 2.1.3）
- ・ 防災機能の維持を図ること（施策 2.1.5）
- ・ 温熱環境の軽減を図ること（施策 2.4.2）
- ・ 市民参加によるみどりづくりの推進（施策 4.4.2）
- ・ 緑化ボランティアの育成（施策 5.1.2）
- ・ 次世代のみどりの担い手づくり（施策 5.1.3）

◇ 岸和田市スポーツ推進計画

平成 29 年度 3 月に策定した「岸和田市スポーツ推進計画」の基本方針に基づき、下記の施策の方向性に沿って管理運営を行い利用促進に努めていただきます。

* 「岸和田市スポーツ推進計画」を参照してください。

ア スポーツ活動の推進

地域におけるスポーツ推進の拠点として、多様化する市民ニーズに対応したスポーツ事業を企画実施するなど地域スポーツ振興の重要な役割を果たしてください。

イ スポーツ環境の整備

市域におけるスポーツ施設の一元管理により、それぞれの施設の特性を活かした管理運営をするとともに、市民が安心・安全にスポーツに親しむことができるよう施設の維持管理に努めてください。

ウ スポーツ活力を活かした魅力の創造

トップアスリートの招へいや、大規模スポーツイベントの開催を契機に、スポーツを通じた岸和田市の魅力を創造し、スポーツの持つ素晴らしさを体感できるよう努めてください。

(2) 事業の実施

① 指定管理者は、施設の有効利用や利用の促進のために必要と認める事業を自ら企画し、積極的に実施するものとする。なお、事業を実施する場合は、施設の設置目的に応じて、これを充実・発展させるよう努めるものとし、積極的な事業展開を図るものとする。

また、多様なニーズに応えるため、ターゲットの拡大、エリアの拡大、事業収入の拡充を図るものとする。

② 指定管理者は、市側が指定する内容の事業(以下「企画事業」という。)を市民のニーズ等を考慮して、企画立案し行うものとする。

③ 指定管理者は、事業収入の拡充のため、自主事業を行うことができる。

④ 市民の平等な利用を確保しつつ、施設利用者の拡大を図るための広報活動及び事業の計画を行うものとする。

(3) 指定管理業務、企画事業、自主事業等における経費の負担の考え方について

基準	事業の種類	主な内容	経費の負担
岸和田市 みどりの 基本計画	指定管理業務	施設の維持管理、清掃、警備 利用者への施設貸出	・指定管理料及び利用料金
		市側が指定する教室事業等の企画実施 (自主事業と区別し、「企画事業」という。)	・指定管理料 ・企画事業収入を充当
岸和田市 スポーツ 推進計画	非指定管理業務 (自主事業)	指定管理者独自の提案による企画実施、レンタル物品等	・自己の資金 ・自主事業収入を充当

※非指定管理業務(自主事業)を実施する場合の施設使用料は利用料金制として取扱います。また、告知等で「広報きしわだ」に掲載する場合は、原則として費用を負担していただきます。

5 管理状況の把握と評価・監査

(1) モニタリング

市側は、施設の管理運営業務に関するモニタリングを次のとおり実施する。

① 定期モニタリング

市側は、指定管理者の管理運営業務の実施状況が、市側の業務基準を満たし管理運営に係る基本理念に沿ったサービスを提供できているか確認するため、指定管理者から提出された事業報告書及び管理運営月報等により定期モニタリングを行うことができる。

② 随時モニタリング

市側は、必要があると認めるときは、事前に指定管理者に通知したうえで施設の維持管理状況及び経理状況に関し報告を求め、実地について調査する随時モニタリングを行うことができる。

③ モニタリングに対する協力

指定管理者は、市側が定期モニタリング又は随時モニタリングを実施するに当たり、施設の管理運営及び施設の現状等に関する資料作成及び実地調査等を求められた場合には、迅速かつ誠実な対応を行うものとする。

特に従業員の適性配置などについて、管理運営業務や事業実務業務に責任を持つ労働条件を確保するため、市側及び市の指定管理審査委員会は、必要に応じて、労働条件の点検のため、個人への支払額及び労働条件、勤務の状況などの閲覧を求めることができる。

④ 連絡調整会議

指定管理者は、市側と毎月1回(又は必要に応じて)連絡調整会議を行うものとする。出席者、

内容等については別途協議するものとする。

⑤ 施設利用者に対するアンケート等の実施

施設利用者の利便性の向上のため、施設利用者から施設利用満足度や意見等を聴取し、その結果及び業務改善への反映状況について、市側に報告してください。指定管理者はこの他に、自主事業参加者からもアンケートを行うことができる。

⑥ 自己評価

指定管理者は、上記⑤のアンケート等の結果及び利用実績等の分析により指定管理業務に関する自己評価を行うとともに、その対応策を事業報告書と併せて、市側へ報告するものとする。

(2) 監査の実施

指定管理者は、地方自治法第199条第7項、第252条の37第4項、第252条の42第1項に基づき、指定管理者が行う館の管理の業務に係る出納関連の事務について、必要に応じて監査委員、包括外部監査人、個別外部監査人による監査を受けてください。

6 施設の一部占用

市側は、指定管理者と協議し施設の一部を行政財産の目的外使用許可又は、倉庫や事務所として占有することができる。

7 地域、スポーツ団体との連携

市内の各地域において、地域団体、スポーツ団体との連携により、地域の活性化を図るものとする。

① 地域団体との連携

施設の維持管理は、地元住民に愛され、有効に活用してもらえるよう、地元町会等の協力を得るなど積極的な連携を図るものとする。

② スポーツ団体との連携

スポーツ教室をはじめとしたソフト事業や事業実施において、スポーツ団体の人材やネットワーク等の協力を得るなど積極的な連携を図るものとする。